

イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(申告所得税関係))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な手続及び主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

1 次の添付書類については、イメージデータで提出することができません。

① 「給与所得の源泉徴収票」、「医療費の領収書」など、記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる第三者作成の添付書類

記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる第三者作成の添付書類については、「[よくある質問 \(Q&A\)](#)」でご確認ください。

② 「収支内訳書」、「青色申告決算書」など、電子データ (XML形式) により提出が可能な添付書類

電子データにより提出が可能な添付書類については、「[利用可能手続 \(申請・届出等\) 申告所得税関係](#)」でご確認ください。

2 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類について、税務署がその内容を確認する必要があるときは申請・届出等を提出した日から5年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

手続の名称	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
所得税及び復興特別所得税の更正の請求 (国税通則法第23条) (所得税法第152条、第153条) (東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第21条)	取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類、その他参考書類	有 (注)
青色専従者給与に関する届出(変更届出) (所得税法第57条) (所得税法施行令第164条)	届出書に記載した内容とは別に給与規程を定めている場合は、給与規程の写し	無
所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請 (所得税法第112条) (東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第16条第2項)	申告納税見積額の計算の基礎となった事実を記載した書類	有
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求 (所得税法第142条)	請求書の請求額を計算するに当たり使用した計算明細書	無

<p>手続の名称</p>	<p>添付書類の名称</p>	<p>税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無</p>
<p>繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請 (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条) (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第10条)</p>	<p>参考とすべき書類</p>	<p>無</p>
<p>保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第5条の2) (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第4条の2)</p>	<p>①適用証明書 ②特定社会保険料の金額を証する書類 ③給与等につき源泉徴収された所得税等の額を明らかにする書類</p>	<p>有</p>

(注) 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。